

創業フォローアップセミナー カリキュラム

1回目 財務セミナー

- ・ 儲かりまっか？ ぼちぼちでんな～
- ・ お腹が痛かったら医者に行く、お金がなかったらどこに行く？
- ・ 人件費は固定費ですか？
- ・ 利益を生むための3つのポイント

2回目 人材・労務セミナー

- ・ 事前準備で大きく変わる面接と採用
- ・ 「職場のルールブック」である就業規則の作成
- ・ 労働保険と社会保険手続きの年間スケジュール
- ・ 人事制度設計の3つのポイント
- ・ 適切な対応が特に必要な退職手続き

3回目 販路開拓セミナー

- ・ 基本的な営業マナー
- ・ 顧客のリストアップ方法
- ・ 顧客からのニーズの聞き取り方法
- ・ 商品の整理方法
- ・ 商品売り込み方法の計画立案

4回目 経営セミナー

- ・ 人生の軌跡 LIFE LINE チャートで過去を振り返る
- ・ 創業理由を再点検する
- ・ 自分の強みを見直す
- ・ 現状を整理する
- ・ 明日からの行動をまとめる

※特定創業支援を受けた方の支援制度

・ 特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書を希望する場合、別途越谷市への申請が必要です。

(1) 登録免許税の軽減

創業前の方または創業後5年未満の個人が会社※1を設立する場合には、登録免許税の軽減※2を受けることが可能です。

※1会社とは…株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を指します。

※2株式会社または合同会社は資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）、合名会社または合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

(2) 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6ヶ月前から利用することが可能です。（別途、要審査）

(3) 新創業融資制度の自己資金要件充足

新創業融資制度の自己資金要件を充足したものととして、利用することが可能です。（別途、要審査）

(4) 新規開業支援資金の貸し付け利率の引き下げ

新規開業支援資金の貸し付け利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。

「創業フォローアップセミナー」受講申込書

FAX 048-965-4445 越谷商工会議所企業支援課 大竹行

受講希望の講座に○を付けてください。

	2/18 (木) 財務セミナー		2/25 (木) 人材・労務セミナー
	3/18 (木) 販路開拓セミナー		3/25 (木) 経営セミナー

ふりがな 氏名	事業所名		
住所	〒		
電話番号	F A X		
メールアドレス	性別	年齢	
創業状況	創業前・創業後 (年)	業種	

※ご記入いただいたセミナーの情報は、本セミナーの運営・管理、その他情報提供のみに使用いたします。